

II オートプシー・イメージング (Ai) で何がかわるか？—現状と課題

8. 裁判におけるAiの位置づけと方向性 — Ai画像の側面からの考察

巽 信二 近畿大学医学部主任教授 / 法医学教室所属長 / 司法解剖鑑定医

まず、なぜ裁判というテーマで法医学なのか。

そもそも法医学は社会医学系ではあるが、臨床医学同様、応用医学の範疇に入る。物理的、化学的、外科的、内科的、病理学のおよび法学的などの知識を用い、ご遺体はもちろん、生体では乳児・幼児・学童期・学生・成人である被害者、時には殺人を犯した加害者の身体に存在する損傷を探し、存在すれば、その損傷名や部位、発起原因などから、上記に挙げた学問等を応用し、自行為か他行為か、発起時期や予後、死亡していれば、直接死因や、その原因や暴行(事故)態様を公平かつ客観的に吟味したのち、鑑定書を作成し、鑑定嘱託先である警察員(官)や検察官、時には弁護士などに提出する。

しかし、いくら慎重に鑑定を行っても、原告・被告両者が、作成した鑑定書内容に、共にそろって同意することは少ない。その際は、当該被疑事件裁判に出廷し、証言することになる。つまり、ここで法医学と裁判の接点が生まれる。

上記業務を含め、当教室で行っている実務を簡単にまとめ、図1に示す。

児童虐待とAi

一般的にオートプシー・イメージング (Ai) が用いられる背景には、臨床現場において、術中・術後死亡や検査中死亡を含む院内突然死や、外來受診患者の突然死に対し、外表からや手技からは死因が推測できない、また、現病歴から死因を絞れないような場合であろうか。

そのような事案に対して、病状を把握するため、Ai関係学会がAi読影や技法の知識確立や普及、そして、Ai診断精度の向上に精力的に邁進している。しかし、法医学でのAi画像の使用方法は、少し様子が違ってくる。法医学では、その死に異状はないかを見極めたい。

ここで、少しお話ししなければならないことがある。人の死とはどのように定義されているのかということであるが、実は人間の死は法規上、成文化はなされて

いないのが現状である。つまり、憲法や六法などに定義されていないのである。

通常、人の死は「自然死」と「不自然死」に大別され、その行きつく先は違ってくる。「自然死」とは例えば、病院内で確定診断された疾病により死亡といった明らかな死を指し、主治医などが死亡診断書を作成し、これを家族に渡すことによって、埋火葬や戸籍抹消の手続きに移行し終了となるが、「不自然死」は、さらに下記に示すように、犯罪死、変死、

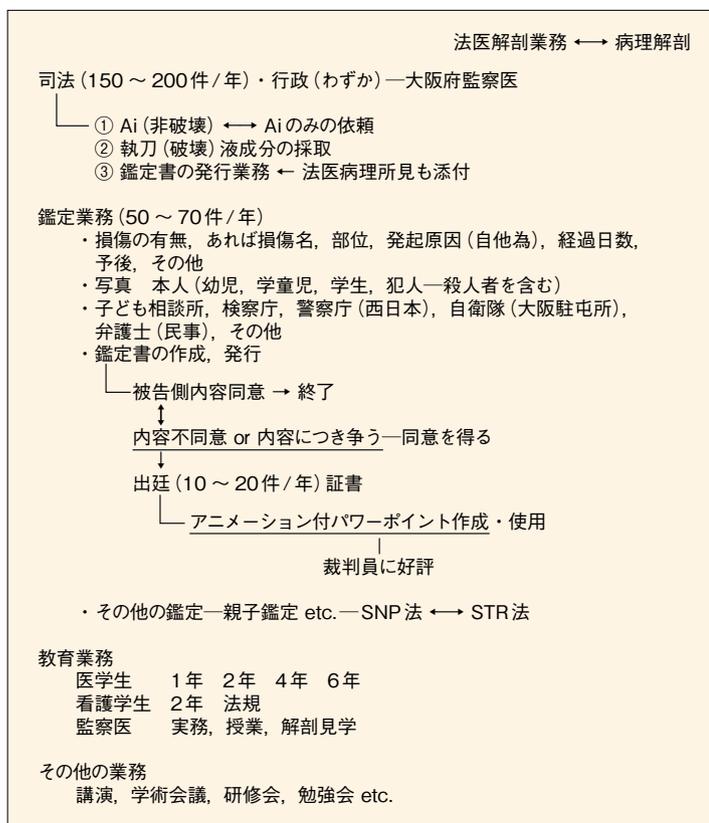


図1 近畿大学医学部法医学教室における実務